

2 伊勢湾の水質浄化に対する取り組み

閉鎖性水域である伊勢湾の水質改善を図るため、昭和 55 年から有機汚濁物質の指標である COD と、平成 14 年から富栄養化の原因物質である窒素及びりんについて、国が定めた総量削減基本方針に基づき、総量削減計画を推進しており、平成 24 年には第 7 次の計画を策定しています。

また、総量規制基準が適用されない小規模事業場に対しては、小規模事業場等排水対策指導要領を定め、COD、窒素及びりんについて汚濁負荷量の削減を指導しています。

表2 総量削減計画の経緯

		総量削減計画 策定年月	目標年度	削減目標		実績負荷量
				計画策定時 の実績	削減目標量	
第1次	COD	昭和 55 年 4 月	昭和 59 年度	172 t／日	163 t／日	163 t／日
第2次	COD	昭和 62 年 5 月	平成元年度	163 t／日	153 t／日	153 t／日
第3次	COD	平成 3 年 3 月	平成 6 年度	153 t／日	142 t／日	136 t／日
第4次	COD	平成 8 年 7 月	平成 11 年度	136 t／日	127 t／日	122 t／日
第5次	COD	平成 14 年 7 月	平成 16 年度	122 t／日	110 t／日	104 t／日
	窒素			78 t／日	73 t／日	70 t／日
	りん			8.7 t／日	7.6 t／日	6.1 t／日
第6次	COD	平成 19 年 6 月	平成 21 年度	104 t／日	93 t／日	90 t／日
	窒素			70 t／日	66 t／日	63 t／日
	りん			6.1 t／日	5.4 t／日	5.0 t／日
第7次	COD	平成 24 年 2 月	平成 26 年度	90 t／日	82 t／日	—
	窒素			63 t／日	62 t／日	—
	りん			5.0 t／日	4.9 t／日	—

資料：県環境部

総量規制基準は、事業所を 215 種の業種その他の区分に分類し、その区分ごとに定められた化学的酸素要求量 (COD)、窒素含有量及びりん含有量の値 (C 値) と、特定排出水の最大排水量によって以下のとおり算定されます。

1 法第4条の5第1項の規定による総量規制基準は、次に掲げる算式により算定した汚濁負荷量となります。

$$L = C \cdot Q \times 10^{-3}$$

この式において、L、C 及び Q は、それぞれ次の値を表したものとします。

$$\left\{ \begin{array}{ll} L & \text{排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)} \\ C & \text{化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値 (該当告示※の別表第3欄(1)に掲げる値) (mg/l)} \\ Q & \text{特定排出水の量 (m³/日)} \end{array} \right.$$

2 法第4条の5第2項の規定に基づき、前項の総量規制基準に代えて適用する総量規制基準は、次に掲げる算式により算定した汚濁負荷量となります。

$$L_c = (C_j \cdot Q_j + C_i \cdot Q_i + C_o \cdot Q_o) \times 10^{-3}$$

この式において、 L 、 C_j 、 C_i 、 C_o 、 Q_j 、 Q_i 及び Q_o は、それぞれ次の値を表したものとします。(ただし、窒素含有量及びりん含有量の場合は上記算式のうち、 C_j 、 Q_j に該当するものはありません)

L	排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)
C_j	該当告示※の別表(3)に掲げる値 (mg/l)
C_i	該当告示※の別表(2)に掲げる値 (mg/l)
C_o	該当告示※の別表(1)に掲げる値 (mg/l)
Q_j	平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(窒素含有量及びりん含有量の場合を除く) (m³/日)
Q_i	昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間(窒素含有量及びりん含有量の場合は、平成14年10月1日以後)に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (m³/日)
Q_o	特定排出水の量(Q_j 及び Q_i を除く) (m³/日)

※該当告示

項目	該 当 告 示
COD	平成24年 愛知県告示 第118号
窒 素	平成24年 愛知県告示 第119号
り ん	平成24年 愛知県告示 第120号

3 地下水汚染未然防止のための取り組み

平成24年6月1日に施行された改正水質汚濁防止法により、有害物質(※)による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、公共用水域への水の排出の有無にかかわらず、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存が義務付けられています。

※ 規制対象となる有害物質は、水質汚濁防止法施行令第2条に規定されるカドミウム、鉛、トリクロロエチレン等の全28項目(平成24年8月1日現在)

問 合 せ 先

排水規制についての問合せ、ご相談は、下記の機関で取り扱っています。

- ・所轄の県民事務所等環境保全課
- ・名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市 環境保全担当
- ・愛知県環境部水地盤環境課 TEL (052) 954-6222

参考4 湧水の状況

愛知県では、水の安定供給を図るためダム等の水資源開発に努めています。

ダム等の水源施設は、経済性を考慮しつつ、概ね10年に1回程度発生する湧水に対応できるよう計画されていますが、近年は少雨化傾向などによる湧水が頻繁に発生し、節水対策を余儀なくされています。

最近10年間(平成14年～23年)では木曽川水系で5カ年、矢作川水系では4カ年、豊川水系では3カ年の節水が実施されています。

異常気象により、いつ大湧水が起こるとも限りません。水は生命の源であり、産業活動を支える重要な資源です。この大切な水もけっして豊富でなく、いまや限りある貴重な資源となっていることを十分認識する必要があります。

〈愛知県における近年の節水の状況〉

水系	ダム	用途	年		19		20		21		22		23									
			節水期間	最大節水率	節水期間	最大節水率	節水期間	最大節水率	節水期間	最大節水率	節水期間	最大節水率	節水期間	最大節水率								
木曽川	牧尾ダム	生活用水 工業用水 農業用水	節 水 な し	8.16～9.1	10 20 20	% 10 20 20 10 20 20	節 水 な し															
	岩屋ダム	生活用水 工業用水 農業用水																				
	阿木川ダム	生活用水 工業用水	節 水 な し	8.15～9.1	10 20 20																	
	味噌川ダム	生活用水 工業用水																				
矢作川	矢作ダム	生活用水 工業用水 農業用水	節 水 な し	8.5～8.26	10 30 20		節 水 な し															
	羽布ダム	生活用水 農業用水					20 隔番 かんがい															
豊川	宇連ダム 大島ダム	生活用水 工業用水 農業用水	節 水 な し	8.13～9.2	20 隔番 かんがい	節 水 な し	節 水 な し	節 水 な し	節 水 な し	節 水 な し	節 水 な し	節 水 な し	節 水 な し									

資料：県地域振興部

参考5 工業用水の使用状況(従業者 30 人以上の事業所)

